

# 島根県漁業振興資金(令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金)融資事務取扱要領

制 定 令和7年3月31日付け 沿第560号

島根県漁業振興資金のうち災害・経済変動等対応資金における令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金（以下「エネルギー・物価高騰等対策資金」という。）に関する事務の取扱については、島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号。以下「規則」という。）及び島根県漁業振興資金融資事務取扱要領に定めるほか、この要領によるものとする。

## 第1 資金の預託等

融資機関は、規則第3条第1項の規定に基づき預託又は貸付けを受けた額に1.12を乗じて得た額以上の融資を行うものとする。

## 第2 融資対象者等

- (1) 融資対象者は、ウクライナ情勢や急激な円安に伴うエネルギー価格・物価高騰等の影響により、経営の維持安定が困難となった漁業者とする。
- (2) エネルギー・物価高騰等対策資金の使途は、運転資金とする。
- (3) 融資限度額は、次のア及びイのとおりとする。ただし、エネルギー価格・物価高騰等の漁業経営への年間の影響額又は影響見込み額を対象とする。  
ア 簿記記帳の場合：年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額  
イ ア以外の場合：12,000,000円
- (4) 融資利率は、年0.3パーセントとする。
- (5) 融資期間は、15年以内（据置期間3年以内）とする。
- (6) 償還方法は元金均等半年賦とし、償還日は6月30日、12月31日の年2回とする。
- (7) 担保の要否は、融資機関又は全国漁業信用基金協会の定めるところとする。
- (8) 信用保証の要否は、融資機関の定めるところとする。
- (9) 保証料は、全国漁業信用基金協会の定めるところとする。

## 第3 事業実施期間等

エネルギー・物価高騰等対策資金の貸付期間は令和8年3月31日融資実行分までとする。

## 第4 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は令和7年4月1日より施行する。